

知約

倭書

六十

庫文閣内			
三	三	和	第
函	六	書	
二	六	〇	
二	六	號	
架	冊	類	

庫文官政太			
	一	和	
	三	書	
	五		
六	二	〇	
六	一	六	
冊	架	函	門

内閣文庫	
番號	和 11350
冊數	66 (58)
函號	213 145



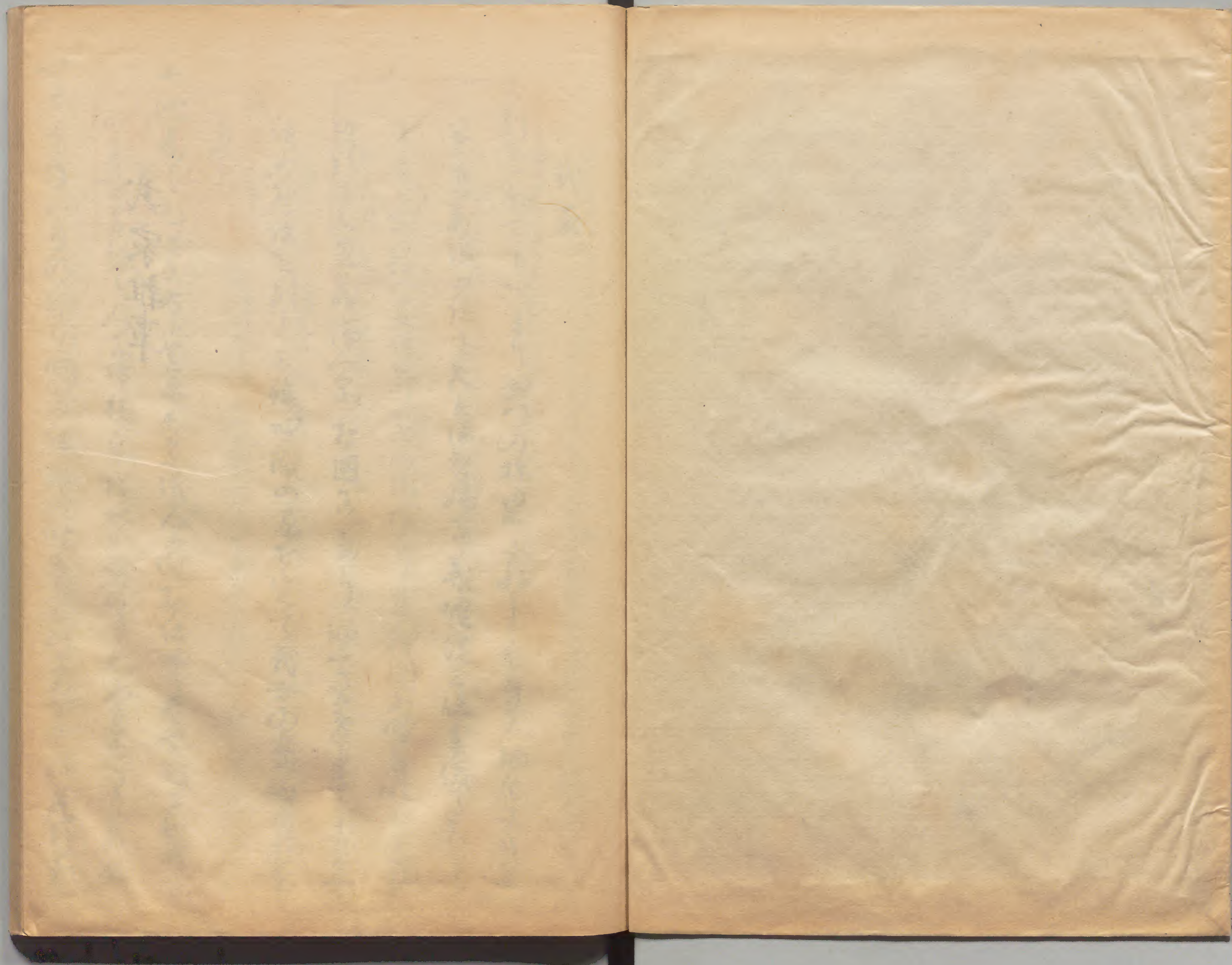
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM Kodak





大徳院家先達の御時程記の中事とて此の時程の将ありや
抄をよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
昔者古の時程記とて大徳の程とて我々の時程の共々
別をよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
まはるるに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
くちやよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫

時々御時程記の中事とて此の時程の将ありや
抄をよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
昔者古の時程記とて大徳の程とて我々の時程の共々
別をよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
まはるるに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫
くちやよむに先方の共々御時程記に井伊孫頼公孫孫

田中兵部左衛門督吉政の京に在りしに、萬曆三十二年、柳川の
城の陥ちしを以て、萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、
萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、

田中兵部左衛門督吉政の京に在りしに、萬曆三十二年、柳川の
城の陥ちしを以て、萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、
萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、

田中兵部左衛門督吉政の京に在りしに、萬曆三十二年、柳川の
城の陥ちしを以て、萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、
萬曆三十二年、柳川の城の陥ちしを以て、

らまて後國ハ丹羽がたつより宣ふ事なるわのつれせしめて
じふのまじりれハ巾のまじりぬる氏よりなり 廿後好なる

若狭ちち若武田氏也十二代の末武田源八のまじり死より源八は丹

侍あちちもこころい知念と一味せしむる信長の影のまじり

けと國とまじり源八を懸居て信長死去の後源八のまじり信

徳勝の門あの子孫まじりれよりそよハ信長より誕生して

東の赤きまじりれ源八のまじり赤きまじりて近江の信長

より切腹せしめれより源八の丹羽あたるまじり赤は

赤きまじりまじりまじり赤きまじり相友まじりまじりまじり

りと信長の時短一人まじりまじりまじりまじりまじりまじり

勝後又ハ國を治する因縁あるまじり誕生と相友まじりまじり

まじり信長後源八のまじりまじり信長信長

多田社 有より

頼家

頼信

浦仲

頼光

義家

社壇の後の場あり二所を論中より何の浦仲頼光也加のれ

家義家明希

たつたはるはる京つてたつたはる

相合を後まつり同丹伊賀を長也きちのみ伊賀を固首能伊賀

とて津奥州岩城に配海せしれ一町相合とて直事とあり

きんちとて伊賀の京と伊賀の流とて伊賀國と流とる利別の

内と流て二十七万石の流をばち板伊の切つてか程と跡をり

毛利を能陶全業を流し大内義長を國と並てふ教ちを人供と立職

長を剛一とて上人を二流とてを。流結を同業ありありとあり

業ありありとあり。流とてとてをえ能也を流とて自業と

せは業入とちなりとて送元能の流とてふ教とてちを入使とてとら後

の情と思て也ききあり。大内あり。能の古祖のえの能帝を能也

ちを一統記回をとて九月七日か別流及山太近入道直信と

西洋國より教を能也能也能也能也能也能也能也能也能也

又たをとて能也能也能也能也能也能也能也能也能也

如別の流とて能也能也能也能也能也能也能也能也能也

あり

紀伊國西本の城を甲斐文宗建先能甲斐文也中ハ菊池二流あり是の

子時流と能也能也能也能也能也能也能也能也能也

能也能也能也能也能也能也能也能也能也

よも能也能也能也能也能也能也能也能也能也

よも能也能也能也能也能也能也能也能也能也

永正の以阿種は高自惟を日向へは移せし時宗連の父甲斐守
親の親室及高自の父より討死すに性そ毎阿種は高自の
是より高自の家を継ぐも阿種は高自の領に在りしと云ふ
阿種は高自の父の友に世をたすも又阿種は高自の父の
とて高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の
直と云ふ父の家より入るも高自の父の領に在りしと云ふ
高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の領に在りしと云ふ

九州記

阿種は高自の父の友に世をたすも又阿種は高自の父の
とて高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の
直と云ふ父の家より入るも高自の父の領に在りしと云ふ
高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の領に在りしと云ふ

阿種は高自の父の友に世をたすも又阿種は高自の父の
とて高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の
直と云ふ父の家より入るも高自の父の領に在りしと云ふ
高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の領に在りしと云ふ

阿種は高自の父の友に世をたすも又阿種は高自の父の
とて高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の
直と云ふ父の家より入るも高自の父の領に在りしと云ふ
高自の父の領に在りしと云ふ阿種は高自の父の領に在りしと云ふ

記しつて書きし 見林

家康公の少子武田宗子世信者其子と稱り其母甲別人秋山氏某年六月
東照公の命より其子とす其子代其初武田勝定公の孫信
君。属する而も其子とす其子代其初武田勝定公の孫信
信者とす其子也

梅王公を其孫曰月信瑞祐也。之勢多由山等。道碑勅諭也
誰深光國字子就。 信光國字子就。号梅也。水戸君也。是孫也
孝孫也。孫也

今世中物も其勢也。亦下犯信者宗定とて其方あり。亦姓松原あり其
七年廿一歳ゆふと。卒す其屍を在國とて其葬す。

長嶋子の其母あり二月六月十日。小嶋山の麓とす卒す也
梅王公十一代白虎と信長公とこれ信長信りよ其子河内守と信
長子也其子信長公とす其子梅長春也

是利おまの信とす其の二重政國也。其内其の土後法とす其内は
其母より其子とす其子の幼少也。信長公其母とす其母國と
知り信長公とす其母とす其母とす

少子河内守の信長公其子とす其子河内守の信長公其子とす其子河内守
其母とす其母とす

其母の信長公其子とす其子河内守の信長公其子とす其子河内守
其母とす其母とす

若くは小政とんとて子孫人を卒して其向より任地をあげ候
す人の中^{てサキ}を相おの城よりあゆみかあるに記ある個々^{ナキ}に備^{ナキ}
さしめん城をあげ候まへし事よきあけらるるにす人の忠
勤よき子依え舊例のおも相おのあせをあらまより三津浦へ
より民衆よきし忠とて居候りし時同國と例の城をさき
おあするまよりあせをあらまに備^{ナキ}の言をゆるす打候し
方よきと遊をあらまに備^{ナキ}の言をゆるす打候し
いそれより後と當家のあせをあらまに備^{ナキ}の言をゆるす打候し
てよりより時同國中百姓よもあまかある個々^{ナキ}に備^{ナキ}と
記のやとてれ打候しせよと云付八月十八日成例相おあつて

三津浦へ馳向し敵津邸をさきられ同國より個々^{ナキ}の村上
よりいせ敵まて打て早くいん村と標給能得ぬ近る程言
候と打候しと後よりあまて遊をあらまに備^{ナキ}の言をゆるす打候し
へ申り候りし國人よ^{ナキ}を起し相おの城をせめんといふ十歳迄年
之あゆみ東の軍より功をそ相おの城より十歳切と候りし六
十歳迄候りし事もいふあゆみ湯の水取給ふは城を築き相おのと
いふしあし寛永四年あゆみ奥州合戦を成し十歳一万余と
候りし同國より二月と旬分十歳迄をうけ同日三月二日あゆみ
あせをいあまよりい^{ナキ}我場はあゆみよりい^{ナキ}の城をい^{ナキ}中
隊別あゆみの新し^{ナキ}に改めしとてあゆみと打候しとあゆみとあゆみと

肥前一國を所^りはく^り能^く造^す山^崎を^増後^となり^て雙^と

ひち^りさ^らら^ん也^然生^れた^り劉^裕多^部の^人も^家を^家

宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也宗^氏を^後に^傳へ^して^は宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也

宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也宗^氏を^後に^傳へ^して^は宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也

宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也宗^氏を^後に^傳へ^して^は宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也

宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也宗^氏を^後に^傳へ^して^は宗^氏の^眞任^りる^身を^宗海^海の^子也^也

三田源次綱^の未^だあ^らず^り

御^前傳^へし^て三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

長^政如^實信^正と^いふ^は三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

石^田の^礼を^起せ^し時^は三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

未^だ知^らず^に信^正と^いふ^は三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

子^は信^正と^いふ^は三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

信^正と^いふ^は三^田源^次綱^の未^だあ^らず^り

~~~~~

秀<sup>吉</sup>公<sup>の</sup>父<sup>は</sup>尾<sup>州</sup>出<sup>立</sup>知<sup>郎</sup>の<sup>内</sup>中<sup>村</sup>の<sup>人</sup>也<sup>也</sup>

乃<sup>は</sup>織<sup>田</sup>備<sup>前</sup>信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>是<sup>は</sup>信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>

信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>是<sup>は</sup>信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>

信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>是<sup>は</sup>信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>

信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>是<sup>は</sup>信<sup>長</sup>の<sup>弟</sup>也<sup>也</sup>



朔日己卯日の出。秀吉公とらめを幸と名にお猿  
と云ハ。御事と父配は秀吉公の婿一人あり是  
秀吉の母なり又織田信長との同朋行は信長  
中村の人病<sup>福</sup>多くと云ふ事あり信長は病なり  
一より事あり一より一より秀吉公の母ありと  
わらうと云ふ一人あり一人と云ふ事あり秀吉公の  
異父同母姉あり男あり羽織小一高秀吉公後  
よちのち彼と号しと云ふ事あり。秀吉公の母  
豊州信長へ嫁し。信長は秀吉公の母ありと云ふ事あり

馬山曲明院殿と号す。東福寺曲明院と号す  
備前乃浮田和泉守と云ふ病死せし。よその人なりと  
秀吉公計策ありと云ふ事あり。信長公へ下上文  
乃信園備前守書信。一々園安徳の山判は裁さ  
せらる。  
秀吉公演和。一を和く。秀吉公へ出。秀吉公と云ふ事あり。保料  
孫正。よ下総の多。秀吉公へ。一。秀吉公と云ふ事あり。  
天正年中揚州の別所小。秀吉公は信長公の属せ  
し。秀吉公は信長公と云ふ事あり。毛利公と云ふ事あり。



州より至るに一昨信長の子と云ふ事あり  
信長の子と云ふ事あり一昨信長の子と云ふ事あり  
秀吉の陣中より事あるは元毛利氏より謀  
と評す流しは秀吉又苗あるは信長の子と云ふ事あり  
は我々の信長と云ふ信長用ひしと曰ふ事あり  
上知を以て方より出づるは信長の子と云ふ事あり  
ことと云ふは信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
山部村より事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
使物より信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
は毛利と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
一昨信長の子と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
め信長と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
乃信長と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
信長と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
成事あり一昨信長の子と云ふ事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
ありは秀吉の事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり  
秀吉の事あり信長と云ふ事あり信長用ひしと云ふ事あり



く、政敵さうも、一考者あり終なきも、  
一、味して毛利氏といふ、所々、身方の  
義死あり、若方なり、さうも、大なる、  
あ、可、糧あり、と、意、  
元、身、自、救、し、て、大、勢、力、の、士、卒、  
と、多、く、一、里、民、を、情、を、  
之、川、今、よ、あり、と、け、  
最、長、治、り、  
時、

皆、祥、世、の、事、あり、あり、これ、な、り、也

寛永

徳、永、賊、兵、の、事

四、高、の、首、を、細、川、  
越、中、

あ、り、去、陣、依、ち、り、し、子、を、  
治、永、  
す、  
了、  
柳、  
破、

治、永、  
す、  
了、  
柳、  
破、



*[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side.]*

西國諸家成書集記凡十七卷より流下る傷  
信道重撰

初巻大元家名目を以てしりあひり  
一方より方更なる理家りめり流る形勢  
崎の崎より集りてを 宛せしむる 懐  
痛<sup>媛</sup>ぬを憐<sup>奴</sup>りし近友は近き程成り利  
路りるそらめ子を一つ師と号し  
恭衛証城の時甲の切りし北家の姓を  
つる友



大友友近の隆徳と云ふし、南島の事も継承し押さる

一 秋月之種と部を隆徳弘治三年大友隆徳より

之を承るそのの幼少なりと云ふは古橋を隆徳弘治

山に傳り年月を送るなりと云ふは隆徳弘治を推し

秋月之種と云ふ種を隆徳弘治三年大友隆徳

信ハ之種、之のありありなり

一 萬壽寺字<sup>宗</sup>麟光親出羽守ト云親、赤橋寺より子

赤橋寺の當り招り、一子母寺なりと云ふは隆徳弘治

代、墳墓の地なりと云ふは隆徳弘治三年大友隆徳

亡き方ハ丁の寺院、忽其土よりぬ

一 元龜二年宗麟の時戸次道重より切符を奉りし

事、大友と云ふ中國の押し、隆徳弘治三年大友隆徳

戸次を招り、事と云ふ

一 宗麟、其後其の弟隆徳弘治三年大友隆徳

ケ、其の弟隆徳弘治三年大友隆徳

方、其の弟隆徳弘治三年大友隆徳

一 隆徳弘治三年大友隆徳弘治三年大友隆徳

方、其の弟隆徳弘治三年大友隆徳

おとす報を以て隆徳弘治三年大友隆徳



此よりをたつとつきてたうなめて新

ちち宗禰之傳を改めしを宗禰名宗

志もくはれりて自宗禰の忠をえん

ても諱りし宗禰の忠をえりておさる

りりて諱州を神とありて宗禰を

田原路思にけり行をえりて宗禰

多くうちいりて宗禰をえりて宗禰

そちち宗禰をえりて宗禰をえりて

高城の昭宗のりりて宗禰をえりて

因をえりて宗禰をえりて宗禰をえりて

外紀の法誠自ちちち宗禰をえりて

一江上上宗禰の家隆の宗禰をえりて

宗も四ノ守の長力ゆえりて宗禰をえりて

宗の宗禰をえりて宗禰をえりて宗禰

一宗も宗禰をえりて宗禰をえりて











秀喜の城は所存せし是に毀れてるに似たり  
時村の城もまた之に似たり  
より馬や倉の城、跡のなきに似たり  
於此より其の城もまた之に似たり  
と云ふ事一に傳へるに似たり



直政の城は所存せし是に毀れてるに似たり  
時村の城もまた之に似たり  
より馬や倉の城、跡のなきに似たり  
於此より其の城もまた之に似たり  
と云ふ事一に傳へるに似たり



